(二)　金融商品取引業者等に関する規定の整備
金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における内閣総理大臣への届出等に関する規定を整備することとした。（第二九条の二、第三一条、第三三条の三及び第六〇条の二関係）
(三)　無登録者による取引の受託の禁止
金融商品取引業者等は、高速取引行為者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこととした。（第三八条関係）
(四)　金融商品取引所による調査等
金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずることとした。（第八五条の五関係）
2　上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備
上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求めることとした。（第二七条の三六～第二七条の三八関係）
3　証券決済用の投資信託に係る証券会社による損失補塡に関する規定の整備
有価証券の売買等の決済に関連して用いられる一定の投資信託については、その元本に生じた損失を証券会社等が補塡することが可能であることを明確化することとした。（第三九条関係）
4　金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化
(一)　グループ内の共通・重複業務の集約
金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の二以上の会社（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該金融商品取引所において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとした。（第八七条の二関係）
(二)　外国取引所等への出資の柔軟化
金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則五年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこととした。（第八七条の三及び第一〇六条の二四関係）
(三)　グループにおける経営管理の充実
金融商品取引所持株会社（金融商品取引所持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の金融商品取引所）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととした。（第八七条の四の二及び第一〇六条の二三関係）
5　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
6　施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（法律第三八号）（経済産業省）

1　対内直接投資等に関する規制の見直し
(一)　特定取得の届出及び変更勧告等
(1)　外国投資家は、上場会社等以外の会社の株式又は持分の他の外国投資家からの譲受けによる取得（以下「特定取得」という。）のうち、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得（以下「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかの審査が必要となるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、事業目的、金額、実行の時期その他の事項を届け出なければならないこととした。（第二六条及び第二八条第一項関係）
(2)　(1)の届出日から三〇日を経過する日までは、特定取得を行ってはならないこととし、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、特定取得を行ってはならない期間を、届出日から四月間に限り、延長することができることとした。（第二八条第二項及び第三項関係）
(3)　(2)の審査をした結果、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができることとし、当該勧告を応諾しないなどの場合には、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を命ずることができることとするなど、対内直接投資等に係る規定を準用することとした。（第二八条第五項及び第七項関係）
(二)　措置命令
次の場合において、対内直接投資等が国の安全を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に該当するとき又は特定取得が国の安全に係る特定取得に該当するときは、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができることとした。（第二九条関係）
(1)　外国投資家が届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った場合
(2)　外国投資家が対内直接投資等又は特定取得を行ってはならない期間の満了前に対内直接投資等又は特定取得を行った場合
(3)　外国投資家が虚偽の届出をした場合
(4)　外国投資家が変更若しくは中止の勧告に従わず、又は変更若しくは中止の命令に違反した場合
2　貨物の輸出入規制に違反した者に対する制裁の見直し
(一)　貨物の輸出入に関し、第一〇条第一項に規定する対応措置（第四八条第三項又は第五二条に係るものに限る。）に違反した者に対する輸出入を禁止する制裁期間の上限を、三年に延長することとした。（第五三条第二項関係）
(二)　貨物の輸出入規制に違反した者（以下「違反者」という。）に対して輸出入等を禁止する場合において、当該禁止の理由となった事実及び当該事実に関して当該違反者の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するために当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる場合には、当該役員等に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該業務を営む法人の当該業務の担当役員となること等を禁止することができることとした。（第五三条第三項及び第四項関係）
3　立入検査の対象追加
立入検査の対象を、この法律の適用を受ける取引、行為等を行った者又はその関係者とすることとした。（第六八条関係）
4　罰則の見直し
(一)　許可を受けずに核兵器等又はその開発のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物を輸出した者に対する罰則について、罰金額の上限を三、〇〇〇万円（当該貨物の価格の五倍が三、〇〇〇万円を超えるときは、当該価格の五倍）に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限を一〇億円（当該貨物の価格の五倍が一〇億円を超えるときは、当該価格の五倍）とするなど、罰金額の強化を行うこととした。（第六九条の六、第六九条の七及び第七二条関係）
(二)　第二五条第一項若しくは第四項の役務取引の許可又は第四八条第一項の輸出の許可に付した条件に違反した者に対し、一〇〇万円以下の罰金等の罰則を設けるなど、所要の罰則の整備を行うこととした。（第七〇条関係）
5　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（条約第一〇号）（外務省）

この議定書は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分がなされるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとる措置等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。
1　この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。（第一条関係）